

相続に関する相談事例 ～ 相続税の確定申告書を期限内に提出しなかった場合 ～ その14

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第14回目は、相続税の確定申告書を期限内に提出しなかった場合の課税上の取扱いについて解説します。国の税金は、納税者が自ら税務署へ所得等の申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を自ら納付することになっています。これを「申告納税制度」といいます。申告納税制度では、申告をしなければならない方が申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告すると、「加算税」や「延滞税」が課される場合があります。相続税の確定申告書を申告期限内に申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。

申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。

期限後申告をしたり、申告をしないために税務署から所得金額等の決定を受けたりすると、納めるべき税額のほかに「無申告加算税」又は「重加算税」がかかる場合があります。期限後申告によって納める税金は、申告書を提出した日が納期限となります。また、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要がある場合があります。

1. 加算税（税務署の調査を受けた後に期限後申告をした場合（調査による決定を予知した期限後申告）については、紙面の制約上割愛しています。）

（1）税務署からの調査の事前通知の前に自主的に期限後申告をした場合

税務署からの調査の事前通知の前に自主的に期限後申告をした場合は、納付すべき税金のほかに、納付すべき税金に5%の割合を乗じた金額の無申告加算税がかかります。

（2）税務署からの調査の事前通知の後に期限後申告をした場合（調査による決定を予知する前の期限後申告）

税務署からの調査の事前通知の後に期限後申告をした場合（調査による決定を予知する前の期限後申告）には、納付すべき税金のほかに、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来するものについては、納付すべき税金が、50万円までの部分は10%、50万円を超え300万円までの部分は15%、300万円を超える部分は25%の割合になります。

この場合において、期限後申告に係る年分の前年および前々年の所得税について、無申告加算税もしくは無申告加算税に代えて課される重加算税が課されたことがあるとき、または課されるべきと認められるときには、納付すべき税金に10%の割合を乗じて計算した金額が無申告加算税に加算されます。

2. 延滞税

期限後申告によって納める税金は、申告書を提出した日が納期限となりますので、その日に納めてください。

また、この場合は、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

3. 期限後申告であっても次の要件をすべて満たす場合には無申告加算税は課されない

（1）その期限後申告が、法定申告期限から1か月以内に自主的に行われていること。

（2）期限内申告をする意思があったと認められる一定の場合に該当すること。なお、一定の場合とは、次のイおよびロのいずれにも該当する場合をいいます。

イ その期限後申告に係る納付すべき税金の全額を法定納期限（口座振替納付の手続をした場合は期限後申告書を提出した日）までに納付していること。

ロ その期限後申告書を提出した日の前日から起算して5年前までの間に、無申告加算税または重加算税を課されたことがなく、かつ、期限内申告をする意思があったと認められる場合の無申告加算税の不適用を受けていないこと。

相続税の確定申告書を期限内に提出しなかった場合でも、上記3のすべての要件に該当すれば、無申告加算税は課されません（国税庁：タックスアンサーNo.2024）。

これは、平成15年に「関西電力（株）」が、税額を法定納期限までに納付していたものの、消費税等の確定申告書の提出を失念していたために、12億円超の無申告加算税を課税決定処分を受けたこと」を契機に無申告加算税の取扱いが改正されました。

（文責：山本和義）